

(仮称)第3期西東京市子ども・若者ワイワイプラン 策定概要

計画の概要

本計画は、「子育て・子育てワイワイプラン(後期計画)」(令和2年度から令和6年度まで)の期間満了に伴い、これまでの子どもの育ちや子育て家庭の支援に関する取組の成果とこれからの課題への対応を推進するために策定します。また、こども基本法(令和5年4月施行)に基づいた、子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画、その他各法令の規定により策定する計画と一体のものとして作成することができる「こども計画」として位置づけられるものです。

◆計画期間：令和7年度から令和16年度まで ◆対象：0歳からおおむね29歳までの子ども・若者とその家庭、子ども・若者に関わる市民、事業者

≪計画策定における課題≫

- ・子ども・若者の意見表明の機会づくり、参画の機会づくり
- ・子ども・若者の居場所の充実
- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制、地域全体で見守る体制づくり
- ・子ども・若者、子育て当事者の相談支援体制の充実

施策体系

基本理念

- I 子ども・若者の権利の保障 …子ども・若者の権利が保障され、今とこれからの最善の利益を図ります。
- II すべての子ども・若者と親への支援 …子ども・若者、子育て当事者の誰一人取り残さず、切れ目なく支えていきます。
- III 共同の子育て …子育ての過程と楽しさ、その時々を思いを家庭で共有します。
- IV 循環型の子育て …職場や地域、行政など社会全体が協力し、子ども・若者の育ちと子育てを支援します。

基本方針1 子ども・若者の主体的な参加ですすめる

- (1)子ども・若者の権利の尊重
- (2)子ども・若者の参画の促進 ①地域のシステムづくり ②居場所づくり

重点的な取組

- ・子どもの権利を守る仕組みと体制の充実
- ・子ども・若者の意見表明の機会の充実
- ・子ども参画による事業運営の推進
- ・まちづくり活動の機会の充実

成果指標(現状→目標)

- 「西東京市子ども条例」の認知度
中学2年生 71.1% 80.0%
- 意見表明できていると思う若者の割合
13.0% 60.0%

基本方針2 おとなになることを支える

- (1)心身及び経済的な自立
- (2)他者への理解とおとなの役割

重点的な取組

- ・子どもが相談しやすい体制の充実
- ・若者の相談支援体制の充実
- ・地域行事等の活性化による子ども・若者参加の推進

成果指標(現状→目標)

- 子ども相談室ほっとルームの認知度
中学2年生 67.3% 80.0%
- 地域の人とのかかわりがある若者の割合
15.9% 25.0%

基本方針3 子育て家庭の支え合い

- (1)子育て意識の育成
- (2)支え合いの場の充実

重点的な取組

- ・子育てひろば事業の充実
- ・子育て支援・相談に関する情報提供の充実

成果指標(現状→目標)

- 子育てひろばの認知度
72.0% 90.0%
- 市の子どもに関する情報を公式LINEで知る保護者の割合
未就学児保護者 1.8% 25.0%
小学5年生保護者 6.9% 25.0%
中学2年生保護者 5.5% 25.0%

基本方針4 市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援

- (1)教育・保育及び子育て支援の充実
①子どもと家庭の支援 ②障害のある子どもを育てる家庭の支援
③多様な文化的背景を持つ子どもと子育て家庭の支援 ④ひとり親家庭の支援
- (2)保健・医療
- (3)災害への対応を想定した環境づくり

重点的な取組

- ・地域の人材活用の推進
- ・妊娠期から子育て期にわたる総合的相談・支援の実施

成果指標(現状→目標)

- 一人ぼっちで子育てをしていると感じている保護者の割合
未就学児保護者 31.6% 0%を目指す
小学生保護者 30.1% 0%を目指す

推進体制

子ども子育て審議会及び子ども施策推進本部において、計画の進捗状況の点検・評価を定期的に行い、施策の推進や改善につなげます。子ども・若者の権利の保障の観点から子ども子育て審議会の専門部会において、検証を行い、市は、提言を踏まえて施策の推進や改善を図ります。子ども会議をはじめとする子ども・若者の意見を聞く場を設け、その意見が計画に反映されるように努めます。

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の給付・事業の需要(量の見込み)と供給(確保方策)を定めます。

◆計画期間：令和7年度から令和11年度まで ◆提供区域：市域全体を1つの提供区域として設定します。

教育・保育の提供体制の確保

2号・3号認定(0歳から5歳まで)に係る保育について、将来的な子どもの人口や保育ニーズの変化も踏まえながら、認定こども園化の支援や公立園の施設更新など、既存の教育・保育施設を最大限に活用するとともに、教育(幼稚園)の希望が強い2号認定(3歳から5歳まで)については、幼稚園の預かり保育の充実を図るよう補助制度を継続し、周知を進めることで対応していきます。

地域子ども・子育て支援事業の各事業に係る確保の内容と確保方策

①利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦に、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の情報提供、相談、助言などを行います。

②時間外保育事業(延長保育事業)

保育所において、通常の保育時間を超えて保育を行います。

③放課後児童健全育成事業

<令和7年度>	<令和11年度>
・学童クラブ 2,500人	・学童クラブ 2,500人
・タイムシェア 245人	・タイムシェア 530人
・その他事業 900人	・その他事業 1,100人
(児童館・放課後子供教室)	(児童館・放課後子供教室)

学童クラブの整備のほか、タイムシェア(学校の特別教室等を一時的に学童クラブの育成室として利用)により、過密化の解消を図ります。放課後子供教室では、地域の方々の参画を得て、さまざまな体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供します。

④子育て支援短期支援事業(ショートステイ)

保護者が病気や介護などの理由により、家庭での養育が一時的に困難となった場合、児童養護施設で子どもの保護を行います。

⑤乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭に保健師、助産師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や保健指導を行います。

⑥養育支援訪問事業・要保護児童等の支援に資する事業

育児不安を抱えている家庭などに保健師等が訪問し、育児・家事等の支援や相談支援を行います。

⑦子育て世帯訪問支援事業 ★新規

家事・子育て等に不安を抱えた子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援により、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

⑧児童育成支援拠点事業 ★新規

児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。

⑨親子関係形成支援事業 ★新規

若年妊婦と若年ママを対象とした情報交換や相談を行います。

⑩地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援センター、児童館、子育てひろばで、子育ての相談や情報提供、子育て中の親子の交流、遊び場の提供をします。公共施設等総合管理計画に基づき、地域子育て支援センターを中学校区域に1か所配置することを目指して、拡充を図ります。

⑪一時預かり事業(預かり保育)

保護者がレスパイト等により家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を、幼稚園や保育所などで一時的な預かりを行います。

⑫病児・病後児保育事業

急な病気となった児童や病後回復期の児童が、教育・保育施設に通えない等の場合に、病院付設の専用スペースで看護師等が一時的に保育を行います。また、保育所に看護師等を配置し、保育中の体調不良にも緊急的な対応を図り、安心安全な体制を確保します。

⑬子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

児童の預かり、送迎時の支援等を受けることを希望するファミリー会員と、支援を行うことを希望するサポート会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

⑭妊婦健診診査事業

妊娠している方に対して、妊婦健康診査を行います。

⑮実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得世帯又は多子世帯の子どもの保護者が教育・保育施設等に支払う給食の食材料費及び物品の購入費等を助成します。

⑯多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。

⑰妊婦等包括相談支援事業 ★新規

妊娠届出時、乳児家庭全戸訪問等において、出産や育児等に関する情報発信や必要な支援につなぐ相談支援を行います。

⑱乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) ★新規

全ての子育て家庭に対して、就労要件を問わず通園できる制度です。令和7年度は準備期間とし、令和8年度から実施します。

⑲産後ケア事業 ★新規

退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行います。デイサービス(日帰り)とショートステイ(宿泊)を実施します。

本計画について、皆さまのご意見をお寄せください！
計画の素案と意見フォームは右の二次元コードにアクセスしてご確認をお願いします。



【問い合わせ先】
西東京市子育て支援部子育て支援課調整係
電話042-460-9841